

令和7年度地域デジタル人材育成・確保推進事業(デジタル人材育成プラットフォーム運営事業)
に係る企画競争募集要領

令和7年1月23日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
情報技術利用促進課

経済産業省では、令和7年度地域デジタル人材育成・確保推進事業(デジタル人材育成プラットフォーム運営事業)(以下「本事業」という。)を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

本事業は、令和7年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日(月)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的(概要)

近年、生成AIの登場を筆頭とした大きな技術革新が生じ、デジタル化は不可逆的に進展している。各国ではデジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結する。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革(デジタルトランスフォーメーション(DX※))を実行していくことが不可欠である。

一方で、地域企業・産業のデジタル化・DXを推進するために必要なデジタル人材は、都市部、IT企業に偏在しており、地域のユーザー企業においては人材確保が困難な状況にある。さらに、我が国のデジタル人材の育成は、民間の取組が徐々に進んでいるものの、DXの進展に伴うデジタル人材需要の高まりに追いついていない状態であり、学び直し(リスキリング)による職種転換への期待も高まっている。

このような状況下で、地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保するデジタル人材育成プラットフォームを構築し、以下の事業を実施する。

※デジタルトランスフォーメーション(DX)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

デジタル人材育成プラットフォームの概要

3層：地域企業協働プログラムの実施
➤ 地域の現状や企業経営に対する理解力を有し、実践的なデジタル実装能力を持つデジタル人材の育成・確保を目指し、以下のケーススタディ教育プログラム等を通じて一定のスキルを身につけた人材が地域企業とマッチング・協働し、実際の企業の課題解決にチームで取り組むプログラムを実施。本事業では、本プログラム運営事業者のサポートを行う。
2層：企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの実施
➤ データ付きのケーススタディ教材を用いて、受講生同士の学び合いを通じて、架空の企業へのDX推進プロセスを一気通貫で疑似体験するオンライン教育プログラムを実施。本事業では、本プログラム補助事業者のサポートを行う。
1層：オンライン教育ポータルサイト「マナビDX」(https://manabi-dx.ipa.go.jp/) の運営
➤ デジタル人材に求められるスキルを自ら学べるよう、民間事業者等と連携し、スキル標準に対応した教育コンテンツを掲載。

※2、3層事業を「マナビDX Quest」と呼称する。

※以下も必ず参照すること。

2023 年度報告書

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/MDXQuest2023_Report.pdf

マナビDX Questについて（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/manabi-dx-quest.html

マナビDX Quest

<https://dxq.manabi-dx.ipa.go.jp/>

2. 事業内容

(1) プラットフォームの全体設計・全体管理

本事業受託者（以下「事務局」という。）は、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム補助事業者（以下「2層補助事業者」という。）及び、地域企業協働プログラムの運営事業者（以下「地域ハブ団体」という。）と連携し、以下の事項を考慮してデジタル人材育成プラットフォームの全体設計・全体管理を実施する。

- ① ケーススタディ教育プログラム及び地域企業協働プログラムの運営について、「DX推進スキル標準（DSS—P）」※に基づくスキルを身に付けた人材」及び「企業の個別状況に応じDXを推進できる人材」の育成を図るため、2層補助事業者及び地域ハブ団体と情報連携体制を構築すること。また、各事業者との間における情報の取り扱い方法については各事業者及び経済産業省と協議の上決定すること。なお、各プログラムにおいて習得できるデジタルスキルはDX推進スキル標準（DSS—P）と対応することとしている。

※DX推進スキル標準については以下を参照すること。

デジタルスキル標準（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html

デジタルスキル標準（IPA）

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/index.html>

- ② 「マナビDX Quest」募集サイト（プログラム横断の、各プログラムへの応募

導線となるサイト）の構築・運営を行うこと。また、構築・運営にあたっては、2層補助事業者及び地域ハブ団体と必要な調整を行うこと。さらに、（４）にて管理するマナビDX Quest修了生コミュニティ向けに、募集サイトへの誘導を行うこと。

- ③ 「マナビDX Quest」クリエイティブ（情報発信のためのリーフレット等）の作成を行うこと。
- ④ 地域企業協働プログラムの修了者に対して、習得したスキル等をデジタル上で示した修了証（原則オープンバッジ※（世界共通の技術標準規格に沿って発行されるデジタル証明・認証）とする。）を発行することとし、発行物の詳細等は地域ハブ団体及び経済産業省と協議の上、決定すること。ケーススタディ教育プログラム修了者への修了証発行は2層補助事業者が実施するため、発行に必要な情報や手順等を整理し、2層補助事業者へ提供すること。

※参考

オープンバッジについて（一般社団法人オープンバッジネットワーク）

<https://www.openbadge.or.jp/about-ob/>

- ⑤ 経済産業省に対して事業の全体設計状況について報告を行うこと（報告の頻度等は経済産業省と協議の上決定すること。）。また、各プログラム運営期間中を含め、経済産業省からの事業運営に関する相談受付・サポートを適宜行うこと。
- ⑥ デジタル人材育成プラットフォームの全体設計・全体管理に係る事務局機能について、一連の内容・手法・管理ポイント等をマニュアルとして取りまとめること。

（２）企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラムの補助事業者の支援

事務局は、2層補助事業者に対して、プログラム設計・運営及び自走化にむけた検証等に関して、プログラム設計のノウハウ、効果的にプログラムを運営するにあたってのノウハウ等を踏まえた助言・レビュー等を実施する。なお、実施にあたり、企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム事業の募集要領も参照すること（公募事業名：令和7年度地域デジタル人材育成・確保推進事業費（企業データに基づく実践的なケーススタディ教育プログラム事業）補助金）。

なお、2層補助事業者の採択団体数は最大2団体を予定しているが、公募時点での想定であり、今後変更になることがある。

マナビDX Quest（ケーススタディ教育プログラム）

- ケーススタディ教材を用いて、受講生同士が互いに教え・学び合いながら、DX推進プロセスを一気通貫で疑似体験するオンライン学習プログラム。

概要

- 実施時期（2024年度）：8月～11月頃（約3ヶ月間）
- 受講対象：学生・社会人等（初学者可）
- 受講生数：850人程度/1団体

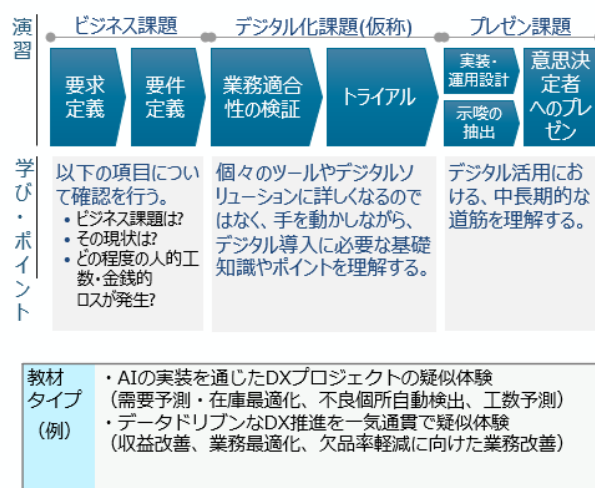
特長

- プロジェクト推進の全体像を一気通貫で学習
- 実データを活用した実践的学び
- 受講生同士の学び合い

- 「DXで現場の課題を解決する」という一連の流れを疑似体験
- 企業の実課題・実データに基づくケーススタディ教材
- 講師による座学ではなく、受講生同士が学び合いながら与えられた課題を解決していくPBL※を中心に据えたプログラム
- 受講後も過年度受講生が集う「修了生コミュニティ」に参加し、継続的な学びや交流が可能

※ Project based Learning

ケーススタディの流れ（例）



※プログラムの内容や使用教材等は、補助事業者の設計による。

（３）地域企業協働プログラムの運営事業者の支援

事務局は、地域ハブ団体に対して、プログラム設計・実施に関する助言・レビュー・承認等を実施する。なお、実施にあたり、地域ハブ機能実証事業の募集要領も参照すること（公募事業名：令和7年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成における地域ハブ機能実証事業））。

具体的には、地域ハブ団体に対して、以下のとおり支援を実施する。

- デジタル人材育成プラットフォームや地域企業協働プログラムの詳細、参加候補企業に対する説明方法・ノウハウ等、地域企業協働プログラムの案件組成及び効果的に地域企業協働プログラムの伴走支援を実施するための説明会や研修を実施すること。原則オンラインを想定し、実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。
具体的には、(a) デジタル人材育成プラットフォームや地域企業協働プログラムの詳細、(b) プログラム設計にあたっての留意事項やノウハウ、(c) 事業実施にあたってのノウハウ（受講生開拓・企業開拓、案件組成、効果的な伴走支援等）に関して説明・研修を実施する。
- 「マナビDX Quest」募集サイト内に、参加企業の獲得に寄与する内容（地域企業協働プログラムの目的や意義、企業が参加することで得られる効果等）を掲載した、参加を検討する企業向けのページを構築すること。
- プログラムの自走化にむけた検証ポイントを設定し、検証・とりまとめ方法等の助言を行うこと。
- プログラム設計にあたっての助言を行うこと。また、プログラム設計完了時のレビュー

一・承認を行うこと。

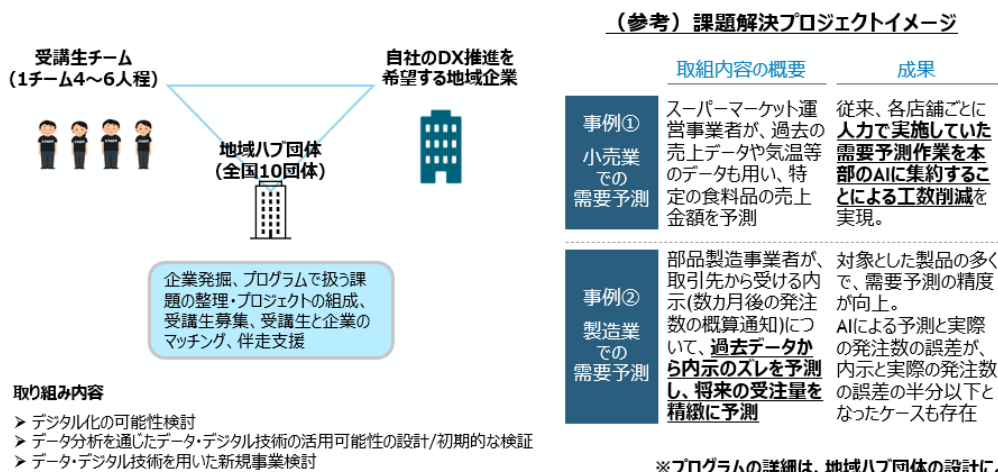
- ⑤ 各地域ハブ団体が事業設計や自走化の検討等に有益となるよう、各地域ハブ団体間の事例共有や情報共有等の場を開催すること。開催時期や方法等は、地域ハブ団体のニーズも踏まえ、経済産業省と協議の上決定すること。
- ⑥ 各地域ハブ団体の検討・実施状況を踏まえ、プログラムの実施パターン（参加要件、受講生選考、実施期間・時期、自走化のパターン等）を整理し、取りまとめること。

なお、地域ハブ団体の採択団体数は全国最大10団体を予定しているが、採択予定件数は公募時点での想定であり、今後変更になることがある。

地域企業協働プログラムのイメージ

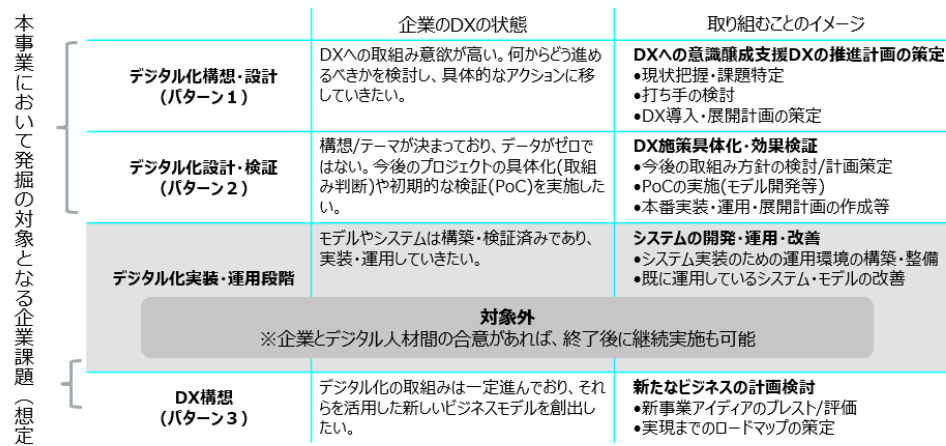
3層：地域企業協働プログラム（地域ハブ機能実証事業）

- DX推進に課題を有する実際の中小企業等の参加を得て、受講生がチームとなって2カ月程度、企業と協働し、デジタル技術の実装に取り組むプログラム。
- プロジェクト設計やデジタル技術の能力のみならず、当該企業社員との交渉や経営陣への提案等の経験を通じて、AI活用を含むより実践的なDX推進能力を身に付ける。



地域企業協働プログラムにおける参加候補企業・デジタル人材のイメージ

- 地域企業協働プログラムにおいては、デジタル化の状況を問わず、最終的にDXを目指す企業を対象とする。
- 具体的には以下、3つの段階にある企業を想定し、デジタル人材と検討を進める。



地域企業協働プログラムに参加するデジタル人材は以下を想定（全国の学生、社会人から募集）※具体的参加要件は地域ハブ団体で設計

- 企業においてDXを推進する上でベースとなるビジネススキル・デジタルスキルを身につけた人材
- プログラム終了まで辞退/離脱しないことを約束でき、主体的に企業と“協働”する意欲のある人材
- 取組時間の目安として、週に6時間以上の時間の確保が可能な人材

(4) 過年度事業の成果のフォローアップ、修了生コミュニティの管理、活用・運営方法等の検討

令和4～6年度マナビDX Quest修了者、協働先企業へのアンケート(Webアンケートを想定)・ヒアリング、参加者所属企業へのヒアリングを実施するなどし、成果のフォローアップを行うこと。ヒアリング候補及び実施規模等は経済産業省と協議の上、決定すること。なお、過年度の受講生や企業情報等は契約後に経済産業省から提供する。

上記を基にまとめた広報用の成果物(インタビュー記事等を想定)を作成することとし、成果物の詳細等は経済産業省と協議の上、決定すること。

2層補助事業者及び地域ハブ団体と適宜協議のうえ、マナビDX Quest修了生コミュニティの管理(令和7年度修了生に対するコミュニティへの案内、メンバー管理、入会手続き等)を行うこと。なお、過去の修了生コミュニティの情報については別途経済産業省から提供する。

修了生コミュニティのニーズを把握の上、コミュニティ参加者の増加及び参加者の満足度が向上するための取組を実施すること。

(5) デジタル人材育成プラットフォームの自走化に向けた検討・全体取りまとめ

2層補助事業者及び地域ハブ団体の事業成果を踏まえて、各社へ適宜ヒアリング等を行い、自走化後のデジタル人材育成プラットフォームの在り方・検証ポイント・論点の検討に対する示唆出しを実施すること。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月31日(火)

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：200,000千円(税込み)を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書、広報用の成果物（記事及びリーフレット等）、クリエイティブとして作成したもの、その他関係資料の電子媒体各1部を経済産業省に納入。

※ 事業報告書の電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年1月23日（木）

締切日：令和7年2月14日（金）17時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：令和7年1月29日（水）14時30分～15時30分

「Microsoft Teams」を用いて行うので、12. 問い合わせ先に記載のE-mailアドレスへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年1月28日（火）17時までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和7年度地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム運営事業）説明会出席登録」としてください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 企画提案書（様式2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより 1 2. 問い合わせ先に記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択に当たっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
 - ・ 仕様書の各項目について、効果的かつ効率的に実施することが可能であると具体的に示されているか。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
 - ・ 事業を効果的・効率的に実施するための、独自の工夫・提案があるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見/ノウハウ・実績や、本事業を効果的に実施する強みを有しているか。
 - ・ DX（デジタルトランスフォーメーション）への深い理解、関連する知見/ノウハウ・実績を有しているか。
 - ・ 事業設計・遂行、プロジェクトマネジメントに関する知見/ノウハウ・実績を有しているか。
 - ・ デジタル人材育成に係るプログラムの企画・開発・運営に関する知見/ノウハウ・実績を有しているか。
 - ・ 企業の課題開発・特定能力・課題解決に関する知見/ノウハウ・強みを有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ デジタルトランスフォーメーション、ワーク・ライフ・バランス等推進企業である

か。

- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

（3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r6gaisan-1_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

（1）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）

謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、１年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 文献購入費等
Ⅲ．再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ．一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

１０．情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記１「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施してください。

１１．その他

- （１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、

全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日(月)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

＜事業類型＞

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

② 一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- (４)「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和５年４月３日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- (５) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成１１年５月１４日法律第４２号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・ 提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

１２．問い合わせ先

〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

担当：中野、内田

E-mail：bzl-digital@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「【問合せ】令和７年度地域デジタル人材育成・確保推進事業(デジタル人材育成プラットフォーム運営事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで

作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。

- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。

- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

- ⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むブラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

- ④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合は、それに従うこと。